令和８年度第２回厚木市保健福祉審議会会議録

１　会議主管課　　市民福祉部地域包括ケア推進課福祉政策係
２　開催日時　　令和８年10月22日（木）午前９時30分～午前11時30分
３　開催場所　　市役所第二庁舎15階　農業委員会会議室
４　出席者　　保健福祉審議会会長ほか　委員10人
　　市民福祉部（市民福祉部長、地域包括ケア推進課長、福祉総合支援課長、生活福祉課長、障がい福祉課長、介護福祉課長）
５　説明者　　地域包括ケア推進課長、福祉総合支援課長、障がい福祉課長、介護福祉課長
６　傍聴人　　なし
７　議題
　市民福祉部３計画の素案について（諮問）
　（１）　地域福祉計画（第７期）
　（２）　障がい者福祉計画（第８期）
　（３）　厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）
８　資料
　資料１　地域福祉計画（第７期）素案
　追加資料　資料１差替①　再犯防止推進計画
　追加資料　資料１差替②　重層的支援体制整備事業実施計画
　資料２　障がい者福祉計画（第８期）素案
　資料３　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）素案
　追加資料　第９期介護保険事業計画の実績

会議録

＜諮問＞

事務局 （地域包括ケア推進課 福祉政策係長）	厚木市附属機関の設置に関する条例第２条で、厚木市保健福祉審議会の設置目的は、「保健及び福祉に関する重要事項について市長の諮問に応じて調査審議しその結果を報告し、又はその意見を建議すること。」と規定されています。 同条例第２条に基づき、「厚木市市民福祉部３計画の素案」について、市長から厚木市保健福祉審議会に対し、諮問させていただきます。 本日、市長は他の公務により欠席の為、代理として市民福祉部長から、諮問させていただきます。
市民福祉部長	このことについて、貴審議会の御意見を求めたく諮問いたします。 令和８年10月22日、厚木市長山口貴裕、どうぞよろしくお願いいたします。 （市民福祉部長から保健福祉審議会会長に諮問書を手渡し）
	＜挨拶＞
市民福祉部長 保福審会長	市民福祉部長、保健福祉審議会会長挨拶

	≪議題≫
事務局 （地域包括ケア推進課 福祉政策係長）	厚木市会議等の公開に関する指針に基づき、公開を原則としていますが、傍聴者はいません。 以後の議事進行は審議会規則第５条第１項により会長にお願いいたします。
議長	議題（１）地域福祉計画（第７期）素案について、説明をお願いします。
	議題（１）地域福祉計画（第７期）素案について
地域包括ケア推進課長	資料１、追加資料（資料１　差替①、②）にもとづき説明
議長	ただいま説明がありましたが、この件について何か質問がございましたらお願い致します。
委員	地域福祉におけるＤＸの推進の主な取組に対して、ＫＰＩを設定する予定はありますか。例えば、「業務の効率化・迅速化に向けたＤＸの推進」として３つ挙げていただいている取組のＫＰＩとか、又は、住民が複合的な問題を抱えて相談する時に、ＤＸを利用することで複合的な申請も一括で申請できて便利だったと言う様な市民目線でＤＸが役立ったことの指標などがあっても良いのではと思いますが、そのあたりのお考えはありますか。
地域包括ケア推進課長	ＤＸを推進することで、どの事業の効率化が図られたかを判断するのはが難しいと考えており、現状「福祉に関する申請手続や講座等の申込みに、オンライン申請を利用している市民の割合」を成果指標とすることで検討をすすめています。
市民福祉部長	主な取組２「業務効率化」として、障害者福祉の事業者、介護事業者など法人を対象に、事業者が業務効率化のためのＤＸの推進、職場環境の改善など行った場合には市から雇用サポート事業補助金という補助金をお出しする制度もあります。 ＫＰＩになるかはわかりませんが、この補助金を活用して業務改善につなげた事業所数などは、ここに挙げられるのではと思います。御意見を踏まえて指標に加えていけたらと思います。 また、市民目線でどう繋がったかについてですが、デジタル化によって上手く相談ができた件数などは、現実的に把握が難しい面があります。また、今、建設中の新庁舎では窓口に来なくても手続きができるようなオンライン窓口や、スマホなどで手続きが完了するなどデジタル化を進めた窓口の導入を検討しているところですが、まだ指標を設定できる状況ではありません。先ほどの効率化に向けた取組を行った事業所数とかでしたら設定できるのではと思いますので、御了承いただければと思います。

委員	この計画書は普通に、市民の方に読んでいただく目的だという前提で以降のコメントをさせていただきます。 １点目は、全体を通して、文章が非常に長くて文面の繋がりが複層になっていて、一読で理解するのが非常に難しいです。出来る限りシンプルな文章にしていただきたいです。 ２点目。あちこちに知らない用語が出てきます。括弧付きで「こういうことですよ」とか、「何頁に補足がありますよ」と書いていただくとわかりやすいです。 ３点目。今回の資料内に黒丸で記載されている箇所がありますが、（注：13頁施策の方向８重層的支援、10地域福祉におけるＤＸの推進）何のアピールなのか、わかるように書いていただけるとありがたいです。新規、拡充など変更した事業に黒丸を記載したと思いますが、その改善点を主張する分かり易い表現を採用してほしいです。 ４点目。「現状と課題」と「取組方針」の表現が混ざっていて、取組内容が現状と課題に記載されたりしています。「現状と課題」は課題だけに絞って記載し、課題の内容を分かり易く書いていただきたいです。 取組方針は、課題解決に必要なファクターは何で、そのファクターをどう処理するかを記載するものです。直接ファクターを改善できないにしても、取組の中で環境を改善することが出来るなら、環境整備のために、こういう事に取り組みなさいという方針を書いてほしいです。 以上の事を検討すると、活動項目の目標値が変わると思います。 現状、６年間、同じ目標値が設定されていたり、ボランティア活動者数などは６年で計算すると4.5%しか増えていません。シルバー人材センターの会員数は1.15%増、ガンの受診率は27.5%増。これらの数値は低くないですか？もっと上の目標値を目指したいという思いが、この資料を見ても伝わってこないので、ぜひ、その課題や課題を解決するための要素、要因をどうしたいのか。どのレベルに持って行きたいのかを、書いていただきたいと思います。 今まで積み上げてきた多くの活動や目標があると思いますが、今一度目標、方針を見直せば、整理統合、もしくは変更することが可能ではないかなと思います。これだけの項目をモニターすることも、業務負担が大きい様に感じます。福祉計画を今後６年間、実行していく上で折角のチャンスですから、前向きに見直しいただきたい。 障がい者福祉計画には、今私がコメントした内容がかなり盛り込まれてると感じますが、ちょっとボリュームが多すぎる。これだけの活動を本当に全部が必要なのかという視点で考えることも必要ではないかと思います。 今までの活動を取りやめることは、活動で恩恵を受けている方からの反対が予想されますが、反対する方に対しては、活動を見直してもメリットは形を変えて継続するという説明ができれば、取組の整理とか統合なども可能ではないかと思います。変更を反映するために次回会議日程を変更しても良いのではと思います。

市民福祉部長	多くの御意見ありがとうございます。現状も、市民から頂いた御意見を参考に計画を作成しているつもりではございますが、今日いただいた御意見を踏まえて、見直しができるものについては再度検討したいと思っております。 また、指標につきましては、市民福祉部だけではなく、庁内全体で行っている施策も含まれており、指標の考え方につきましては別の所管課が設定をしておりますので、指標を変えるのが難しい事業もあります。 前段、４点ほど、文章のお話、それから用語解説の話、それから変更点、新規事業、現状と課題、取組の書き方などは見直しを図っていきたいと思います。 後段で障がい者福祉計画等のお話がありましたが、障がい者福祉計画の説明は、この後になりますので、回答は後ほどにいたしますが、全体の指標の捉え方については、今一度、点検をしたいと思います。 この市民福祉３計画の上位計画として市の総合計画という全体のプランがあり、この総合計画の指標を採用している事業については見直しが難しいですが、独自に設定している指標については、目標値を分かり易く記載し、しっかり取り組んでいくという姿勢を示せるような見直しを図っていきたいと思います。指標が足りない項目についても、次回までに詰めてまいります。 日程変更というお話もありましたが、今後のスケジュールが決まっていますので、１週間後の期日までに直せるところは修正して対応させていただければと思います。
市民福祉部長	本日は御意見が出ていませんが、再犯防止計画につきましては、犯罪をした人の更生支援とか、加害者に対する人権侵害をどうするかという視点に特化して計画を作っており被害者の支援については書いていません。被害者支援はやらないのかとの御意見もありますが、再犯防止計画とは別に犯罪被害者等基本法があり、この法律に基づく条例も、昨年度、厚木市では策定をさせていただいております。 例えば、性被害に遭われた方に対するカウンセリングや御遺族の方への弔慰金の様な経済的な支援、また生活支援なども行っておりますので、被害に遭われた方の支援策については条例で対応していますということを何処かに記載する方が、市民の皆さんが見た時に、被害に遭われた方もしっかり支援してるんだという風に思っていただけるのかなと思いましたので、この差替①の最後の方に追加をしたいと思っております。
議長	他には何かありますでしょうか。ないようでしたら検討を終了致します。 続きまして厚木市障がい者福祉計画について御説明をお願いします。
障がい福祉課長	説明に先立ちまして、先程の地域福祉計画の中で、委員から障がい者福祉計画について御意見がありました部分について、お答えします。 本計画については、三計画を一つの計画としているため、委員から御指摘もありましたが、確かにボリュームが多くなっております。 本計画案にあたっては、ボリュームが多いことで、読んでいただけない、必要な

障がい福祉課長	ことが伝わりにくくなることを懸念し、構成等を見直し、前期７期計画では、229頁なっていたものを、本計画案では139頁として、真に必要な部分に絞り、出来る限りボリュームを抑えたものとしております。 しかしながら、本日のこの後の御意見なども踏まえ、見直しを図るなかで、改めて検討してまいりたいと思います。
	議題（２）障がい者福祉計画（第８期）素案について
障がい福祉課長	資料２にもとづき説明
議長	ただいま説明がありましたが、この件について何か質問がございましたらお願いいたします。
委員	35頁の主な取組で、学校教育を介した小・中学生及び保護者の障がい者理解の促進がありますが、学校として、障がい者教育というのはすごく大事にしていかなければいけないところだと思っています。最近、全体の児童数は減っているのに特別支援級の児童は増加の傾向ですが、その理由の一つとして、こどもを特別支援級に入れる事に抵抗感を持つ保護者が少なくなり、支援級に対する偏見が減ってきていることがありますが、障がい児の保護者とそうでない保護者の間には未だ温度差の様なものがあるので、相互の思いを大事にしていく事は必要ではと思います。障がいへの理解として、保護者の障がい者理解があると嬉しいと思います。 36頁の活動指標のところで、取組１の市内小・中学校に対する障がい者理解の促進実施校数が23校になっています。23校というのは小学校の数だと思いますが、可能であれば中学校も加えた36校で実施できると良いと思います。小学校では３、４年生ぐらいで車椅子体験や点字教室などの取組を行っていると思いますが、小学生は体験型が多いです。様々な理解の深まる中学校でも障がい者教育は必要と思うので、この23校を36校にしてはいかがかなと思いました。
障がい福祉課長	学校教育における障がい者理解については、我々としても是非進めていきたいと考えている取組で、現在教育委員会とも相談をしているところです。車椅子体験や目の見えない方の白杖体験など、身体障がいについては、障がい者理解を深めようという活動が多くの小学校で実施されております。 一方で、我々が今回計画の中で進めようとしている、目に見えない障がい、精神障がいや、知的障がい、発達障がい等については、障がいの有無が分かりづらい故に、先ほどお話のあった、障がいがある方の親御さん、障がいのない方の親御さんとの理解の隔たりや、いじめに発展してしまう様な課題等もありますので、慎重にしっかり取り組んでいかなければいけないと思っております。 なお、令和６年度からは、小学生向けに、障がい者理解のためのパンフレットを作成し、小学校５年生に配布しています。今後、この取組を中学校に広げることや、障がい者理解の授業を増やしていきたいと考えております。 36頁の指標についてですが、この取組を進めるには、学校側の理解が必要という

障がい福祉課長	ところで、学校側が決して協力してくれないという訳ではないのですが、学校で新たな事業を実施するためには、時間割への影響や、学校の先生方への御負担など考慮すべき課題があります。御意見をいただいた中で、指標については見直していきたいと思っております。
委員	69頁の取組３「介護職の人材確保支援を受けて市内障害福祉サービス等事業所に就労した人数」の指標についてです。市として人材確保支援に取り組んで、就労した人材が増えた事を指標にすることは理解しますが、人材不足という課題に対しては、ほんの一部の対策にしかなっていないと感じます。 難しいとは思うのですが、充足率なのか、もしくは受け入れ可能人数なのか、体制が整っていることが確認できる指標の追加を検討いただけると嬉しいです。
障がい福祉課長	この指標は事業所の人材に着目していますが、計画全体を通して人材確保は大きな課題だと考えています。事業所に限らず、関係者とか地域の人材などを指標として捉えるのは難しく、支援策についても、事業所数で捉えるか人数で捉えるかは迷うところですが、確認しやすい指標は必要だと思いますので、検討していきたいと思います。
委員	施策の方向５「相談支援体制の充実」、施策の方向12「地域をつなぐネットワークの構築」にＩＣＴを活用した業務効率化や見守り、地域のつながりづくりの推進など、ＤＸについても取り組む施策を載せていただき、この審議会で提案した内容が反映されていて嬉しいです。ぜひ、活動指標のＫＰＩについても、直ぐは難しくても、令和11年ぐらいには実績をＫＰＩに取り入れて実行していただきたいと思います。 施策の方向９「社会参加の促進」でハンディキャップのある方々が、サービスを受けるだけではなくて、自身もボランティアだったりとか、自分たちができるような形で社会に参加していくことが重要であると思います。外出支援に関して、日中に移動支援を利用したい時、一時的に支援が必要な場合など、まだ十分なサービスを利用できる状態ではないと思うので、行政や関係団体として、移動支援サービスを充実させているとは思いますが、実際の利用者がどの程度移動できないのかという指標を設定することが改善に繋がるのではと思いましたが、お考えはありますか。 成果目標を作成する際に、ヒアリングなどをされましたか。
障がい福祉課長	ＩＣＴを活用したことの効果が人件費などにどのように反映されたかは、把握するのが難しい指標ではありますが、ＫＰＩを意識しつつ引き続き指標の設定について検討をしていく必要があると考えています。 移動支援について、サービスの利用時間が足りない、思ったように利用ができないという話を聞いています。 また、事業所が色々なサービスをやっている中で報酬単価が高いサービスにシフ

障がい福祉課長	トしていくという傾向がありますので、課題を分析しているところです。移動支援については、要綱を改正するなど、利用しやすいサービスに変えていきたいと考えています。 移動支援のなかでも視覚障がい者の同行援護の話になりますが、法定サービスとしてどこまでの利用が適当であるのか判断が難しい課題があります。本市では、同じ程度の利用人数の市と比較して、一人あたりの時間が多いという現状もあります。本来は、希望する時間がすべて利用できるのが良いのかもしれませんが、全体のバランスもありますので、そういう訳にもいきません。 そうしたところを整理しながら、何か設定できる指標などがあるか、検討をしていきたいと思います。
議長	他には何かありますでしょうか。ないようでしたら検討を終了します。 続きまして厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について御説明をお願いします。
	議題（３）厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）素案について
地域包括ケア推進課長 介護福祉課長	資料３、追加資料にもとづき説明
議長	ただいま説明がありましたが、この件について何か質問がございましたらお願い致します。
委員	113頁の介護保険事業費の財源構成の説明の中で、国の調整交付金が給付費の５％相当分を交付するとされていて、交付されない場合は第１号被保険者の保険料で賄うことになるとありますが、交付されない事が実際に起きるのでしょうか。
介護福祉課長	国の調整交付金は現状５％と提示されていますが、実際には５％ではない金額が交付される場合もあります。不足分については、保険料の中から充当していかなければなりません。
委員	現時点では第１号被保険者の保険料で調整するのでしょうか。
介護福祉課長	おっしゃる通りです。また、介護報酬の改定については、国の方で検討しております。その報酬改定の上がり分がどれぐらいになるかで、介護保険給付の単価も変わってきます。その単価によって介護保険料も変わってきますので、今のところ率が何％上がるというのは、何も出てきていない状況にあります。ただ、現在よりも介護報酬が上がるということは示されていますので、それに伴い、保険料が上がるのではないかと考えています。

委員	今の御説明で介護保険料は、大丈夫ですと言われているのか、それとも心配ですと言われているのかどちらですか。
介護福祉課長	金額はこれから推計を行ってお示しするものなので、今回は仕組の御説明になります。事前情報として現在の金額よりは上がりますという御報告です。 上がり幅を極力抑えられるよう、例えば介護の認定率が下がれば、給付費も下がりますので、抑止の検討をこの計画の中で行っていけると良いのではと考えております。
委員	もう一点だけ。地域福祉計画の質疑の際に発言させていただきましたが、この、介護保険事業計画についても同様の意見を感じていますので、合わせてお願いします。
議長	それでは、これで、質疑を終了させていただきます。 委員の皆様から多くの御意見を頂きました。本日頂いた御意見を精査いたしまして、継続審議をするということで、よろしいでしょうか。事前に通知のありました、10月29日の第３回会議にて、見直し案をもう一度審議していただいて、答申につなげていきたいと思いますが、御異存ございませんか。 （異議なし）
市民福祉部長	事前に冊子をお配りする時間もありませんので、本日いただいた御意見をうけて、どの様に改善したかが分かる資料を御用意して10/29に継続審議をいただき、併せて答申を頂くことを考えておりますのでよろしくお願いします。 ≪閉会≫
職務代理者	長時間に渡り、慎重な審議ありがとうございました。保健福祉審議会については以上になります。お疲れ様でした。